主 文

長野地方裁判所昭和五五年(わ)第七五号被告事件と富山地方裁判所昭和五五年(わ)第七四号被告事件とを富山地方裁判所に併合する。

昭和五五年七月一七日

最高裁判所第一小法廷

Ξ.		Щ	本	裁判長裁判官
i >	重	藤	団	裁判官
<u> </u>	萬	崎	藤	裁判官
i e	治	村	中	裁判官
=	正		谷	裁判官